

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金申請書について

支給要件

- ①基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯(生活保護世帯を含む)であること
- ②令和3年度住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯でないこと

支給対象

支給要件に該当する世帯の世帯主

支給額

10万円

申請を必要とする世帯について

大阪市では、令和3年度住民税課税状況等を調査のうえ、給付金の支給対象となる世帯には、給付金を受け取るために必要となる「支給要件確認書」を送付し、支給の手続きを進めています。

おおむね、令和4年3月末をめぐりに全ての対象世帯に対して「支給要件確認書」の送付を完了する予定です。上記の**支給要件に当てはまる世帯の場合は、本市から送付される「支給要件確認書」を返送することで給付金が支給されますので、原則申請書の提出は必要ありません。**

しかしながら、「支給要件確認書」が送付されていない世帯であっても、一部支給対象となる場合があります。その場合には、申請書を提出していただく必要があります。

支給対象となる場合の例

- 令和3年1月1日の時点で世帯の全員が、別世帯の親族に扶養されていたが、その扶養者(別世帯の親族)の令和3年度住民税が非課税の場合
- 令和3年1月1日の時点では、婚姻状態で課税配偶者に扶養されていたが、基準日(令和3年12月10日)前に離婚し別世帯となっている場合
- 令和3年1月1日の時点では、課税者に扶養されていたが、基準日(令和3年12月10日)前にその扶養者が死亡している場合
- 令和3年1月2日以降に複数回転居した世帯の場合
- 基準日(令和3年12月10日)以前に引っ越ししていたが、住民票の異動手続きを令和4年2月16日以降に行っていた場合
- 配偶者やその他親族からの暴力等(DV等)を理由とした避難中で、申請日の時点で大阪市内に居住しているものの、住民票は大阪市内外にある場合

上記のケースに当てはまり、かつ支給要件に該当する世帯の場合は、申請することにより給付金の支給対象となる可能性があります。

〈申請書の記載方法〉

本人保管用

000-0000
大阪市北区中之島〇〇〇〇〇

大阪 太郎 様

本人保管用

お問合せ番号
01 23456789

キリトリ線で切り離し、**提出用**申請書は、返信用封筒にて返送ください。**本人保管用**は今後のお問合せ等に必要ですので、大切に保管しておいてください。

申請期日
令和4年9月30日(金) 消印有効

この書類はお問合せの際に必要な書類となります。

大阪 太郎 様

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(申請を必要とする世帯の場合)について

支給要件

- ・基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯(生活保護世帯を含む)であること。
- ・世帯の世帯親族等のみで構成される世帯でないこと。

この書類(本人保管用)はお問合せの際に必要な書類となります。切り離して大切に保管してください。

1 お問合せの際には、「お問合せ番号」、または「バーコード番号」のいずれかが記載されている番号を申出てください。また申請書の提出後は、専用ホームページにおいて番号により、受付状況などを確認することができます。

表面

お問合せ番号 01 3456789

01234 6789

提出用

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(申請を必要とする世帯の場合)

大阪市長 宛

申請者(世帯主) 氏名: 大阪 太郎 生年月日: 51年10月1日 現住所: 大阪 北区中之島〇〇〇〇〇 電話: 06(1234)5678

申請日 令和4年 2月 10日

申請者が属する世帯の状況 ※令和3年12月10日時点の世帯の全員の構成員について記載

| 氏名 | 性別 | 生年月日 | 住所 | 令和3年度住民税均等割 |
|-------|----|----------|-----------|---|
| 同上 | 本人 | | 同上 | <input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 |
| 大阪 花子 | 妻 | 52年4月1日 | 同上 | <input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 |
| 大阪 一郎 | 子 | 10年5月10日 | 堺市〇〇区〇〇〇〇 | <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 |
| 大阪 二郎 | 子 | 14年6月20日 | 同上 | <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 |

誓約・同意事項 ※全ての項目を確認し、にチェック(✓)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(住民税非課税世帯分)以下[給付金]といふものの支給要件に該当します。

(世帯の中に、住民税非課税限度額を超える所得があるのに未申告である者はいません。)

(給付金の支給要件の該当性等を審査するため、大阪市の必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。)

(公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。)

(この申請書は、大阪市の決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。)

(大阪市の決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年3月31日までに、大阪市の申請者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。)

(給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。)

(同一世帯について、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給済ではありません。受給していた場合には、給付金を返還します。)

2 給付金の申請は、世帯主のみ行えます。必ず世帯主が署名をしてください。

3 令和3年1月1日時点、又は12月10日時点の住所と現住所が異なる場合は、記入してください。

4 基準日(令和3年12月10日)時点の世帯状況を記入してください。

5 令和3年1月1日時点の住所と現住所が異なる場合は記入してください。

6 世帯全員の令和3年度住民税の課税状況について、チェック欄()に✓を記入してください。なお、世帯全員が非課税の場合のみ、給付金の対象となります。(課税所得がないため未申告である場合を含む)

7 誓約・同意事項について、全て確認のうえ、チェック欄()に✓を記入してください。

裏面

8 添付の振込口座への振込を希望します。(チェック欄(□)に✓を記入してください)

9 「本人確認書類」のコピーを、ここに貼り付けてください

本人確認書類のコピー

※顔写真付きのマイナンバーカードを添付する場合は、番号が載っていない表面のコピーのみ貼り付けてください。
 ※個人番号通知カード(紙製のものは、本申請では確認書類として使用できません)。
 ※外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。
 ※世帯主の方のみ必要です。
 ※代理人申請の場合は代理人も必要です。

下記のいずれか1つのコピーを必ず貼り付けてください。

健康保険証 (表裏) 運転免許証 (表裏) マイナンバーカード (表面のみ) 年金手帳 (中面)

10 「振込口座がわかる書類」のコピーを、ここに貼り付けてください

振込口座が確認できる書類のコピー

・金融機関名・支店名(支店コード)・預金種別・口座番号・口座名義(カナ)がわかる通帳(通帳がない場合はキャッシュカード)

下記のいずれか1つのコピーを必ず貼り付けてください。

通帳 (ゆうちょ銀行以外の場合) 通帳(見開き) (ゆうちょ銀行の場合) キャッシュカード (通帳がない場合など)

必ず金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が確認できる面のコピーを貼り付けてください。

※ゆうちょ銀行の通帳の場合は通帳見開きのページ全面のコピーを共同封してください。
 ※旧銀行や支店が統合されたキャッシュカードの場合は確認ができない場合があります。

本給付金は、迅速に支給するために口座振込を原則としておりますが、口座振込が困難な場合は、現金による支給を行います。現金支給を希望する場合には下のチェック欄(□)に✓を記入してください。後日、事務局から支給日などを案内します。
 なお、支給日は口座振込と比べて大幅に遅くなりますので、あらかじめご了承ください。

口座振込が困難なため、現金支給を希望します

8 チェック欄(□)に✓を記入してください。

9 申請者(世帯主)の本人確認書類のコピーをのりなどで『のりしろ』に貼り付けてください。
 貼り付ける際には、書類が重なったり、申請書からはみ出ないようにご注意ください。

10 振込口座がわかる書類のコピーを、のりなどで『のりしろ』に貼り付けてください。
 必ず、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が確認できる面のコピーを貼り付けてください。
 なお、振込口座は申請者(世帯主)の名義のものに限ります。

書類は、必要事項がはっきりとわかるようにコピーしてください。
 コピーが読み取れない場合は、給付金の振込ができないことがあります。

お問合せ

大阪市住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

9:00~20:00(土日祝9:00~17:30)

※上記の時間・曜日は、変更する場合がありますので専用ホームページ等を確認してください。

TEL: **フリーダイヤル** 0120-923-771 06-7223-9385

FAX:0120-928-365 MAIL:info@osaka-hikazeikyufu.jp

専用ホームページ

受付状況等の
確認はこちら

大阪市住民税非課税世帯等臨時特別給付金

検索

<https://osaka-hikazeikyufu.jp/>

こちらからもアクセスできます。



Q 私は、令和3年度住民税は非課税だったが、給付金は受け取れますか？

A あなたを含め、世帯の全員が住民税非課税で、かつ別世帯の親族の扶養親族のみで構成される世帯でない場合には、支給対象となる可能性があります。
ただし、大阪市では、給付金の支給対象となる世帯には、給付金を受け取るために必要となる「支給要件確認書」を順次送付しますので、原則申請の必要はありません。
なお、支給要件に該当しているものの、令和4年3月末を過ぎても「支給要件確認書」が送られてこない場合には、コールセンターまでご相談ください。

Q 支給要件の「令和3年度住民税均等割が課されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯でないこと」とはどういう意味ですか？

A あなたの世帯の全員が、別世帯の課税されている親族の扶養親族等になっている場合は、支給要件に該当せず給付金を受け取ることはできません。ここでの扶養親族等とは地方税法上の扶養親族(16歳未満の者を含む)のほか、青色事業専従者及び事業専従者を含みます。

Q 私の世帯は、全員が令和3年度住民税は非課税で、かつ別世帯の親族の扶養親族にもなっていないので、給付金の支給対象だと思うが、申請するべきでしょうか？

A いいえ。原則として申請の必要はありません。
大阪市では、給付金の支給対象となる世帯には、給付金を受け取るために必要となる「支給要件確認書」を順次送付しますので、到着をお待ちください。
送付される「支給要件確認書」を返送することで給付金が支給されます。
なお、支給要件に該当しているものの、令和4年3月末を過ぎても「支給要件確認書」が送られてこない場合には、コールセンターまでご相談ください。

Q 申請書に“令和3年1月1日”の住所を書くのはなぜですか？

A 令和3年度住民税は令和3年1月1日に住民票のある市町村で課税されます。大阪市で課税されていない場合には、課税地の市町村へ令和3年度の課税状況の確認を行います。

Q 申請書を郵送したが、受付状況などを知ることができますか？

A 申請後の受付状況などは、専用ホームページにおいて申請書に記載の「お問合せ番号」、または「バーコード番号」により確認することができます。

[受付状況等の確認はこちら](#)

[大阪市住民税非課税世帯等臨時特別給付金](#)

[検索](#)